

(地 I 326) (法安 181)

平成 30 年 3 月 13 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

今 村 定 臣

松 本 吉 郎

「家庭用品などによる健康被害病院モニター報告」2016 年度パンフレットの送付について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室より「家庭用品などによる健康被害病院モニター報告」2016 年度パンフレットが作成され、本会宛てに送られてきました。

家庭用品等に係る健康被害病院モニター制度は、家庭用品等による事故等を早期に探知し、健康被害の拡大を防止する目的で昭和 54 年 5 月より毎年実施されているものであります。本パンフレットは、本制度により 2016 年度中に収集された健康被害事例をとりまとめた報告書をもとに作成されたものであります。

つきましては、参考までに貴会宛に本パンフレットと報告書を 1 部お送りいたしますのでご査収下さい。

なお、本パンフレットと報告書は厚生労働省のウェブサイトでも入手可能であることを申し添えます。

([http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/monitor\(new\).html](http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/monitor(new).html))

[表] 2016年度 家庭用品などによる健康被害のべ報告件数

(上位10品目および総数)

皮膚障害		小児の誤飲事故		吸入事故	
装飾品	27 (24.5%)	タバコ	147 (20.2%)	洗淨剤(住宅用・家具用)	294 (23.4%)
ゴム・ビニール手袋	14 (12.7%)	医薬品・医薬部外品	108 (14.8%)	殺虫剤	276 (22.0%)
下着	9 (8.2%)	プラスチック製品	72 (9.9%)	漂白剤	123 (9.8%)
めがね	7 (6.4%)	食品類	61 (8.4%)	芳香・消臭・脱臭剤	90 (7.2%)
時計	5 (4.5%)	玩具	52 (7.1%)	除菌剤	59 (4.7%)
スポーツ用品 運動靴	各 3 (2.7%)	金属製品	42 (5.8%)	防水スプレー	55 (4.4%)
		硬貨	32 (4.4%)	洗剤(洗濯用・台所用)	53 (4.2%)
履き物(革靴・運動靴を除く)	各 2 (1.8%)	洗剤類	29 (4.0%)	園芸用殺虫・殺菌剤	44 (3.5%)
革靴		電池	23 (3.2%)	忌避剤	30 (2.4%)
ベルト 接着剤 ビューラー (同数)		文具類	18 (2.5%)	乾燥剤	22 (1.8%)
総 数	110 (100.0%)	総 数	728 (100.0%)	総 数	1,256 (100.0%)

2017年度版

家庭用品による 健康被害を防ぐために

—実際に起きた健康被害事例とその対処法—



●化学物質安全対策室のホームページ[厚生労働省]

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/seikatu/kagaku/index.html>

●子どもに安全をプレゼント—事故防止支援サイト—[国立保健医療科学院]

<http://www.niph.go.jp/soshiki/shogai/jikoboshi/index.html>

●家庭用品等による急性中毒などの情報[公益財団法人 日本中毒情報センター]

<http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf>



厚生労働省医薬・生活衛生局

医薬品審査管理課化学物質安全対策室

はじめに

厚生労働省では、医療機関(皮膚科・小児科)および公益財団法人 日本中毒情報センターの協力を得て、家庭用品などによる健康被害情報を収集し、「家庭用品等に係る健康被害 病院モニター報告」を毎年度取りまとめています。

2016年度の報告では、装飾品、ゴム・ビニール手袋などによる皮膚障害、タバコ、医薬品・医薬部外品などの子どもの誤飲事故および洗浄剤、殺虫剤などの吸入事故による健康被害について、ほぼ例年と同じ発生傾向でしたが、引き続き不適切な使用や保管による事例が報告されています。

家庭用品などを正しく安全にお使いいただくために、2016年度の報告内容を中心に、専門家が分析した主な留意点を以下にまとめました。

※報告書本文では詳細な事故事例を紹介していますので、併せて「2016年度 家庭用品等に係る健康被害 病院モニター報告」もご覧ください。なお本書の「報告事例ピックアップ」は報告書本文で挙げられた事例を一部抜粋・改変したものです。

1 家庭用品などによる皮膚障害

(1) 結果の概要

- ・皮膚障害の原因となった主な家庭用品などの種類は、**装飾品**、**ゴム・ビニール手袋**、**下着**、**めがね**、**時計**でした(裏表紙[表]参照)。
- ・皮膚障害の種類は、アレルギー性接触皮膚炎と刺激性接触皮膚炎が大半でした。
- ・パッチテストの結果では、アクセサリやベルトのバックルなどによく使用される**ニッケル**、**金**にアレルギー反応を示した例が多く見られました。

家庭用品を主な原因とする皮膚障害は、原因家庭用品との接触によって発生する場合がほとんどです。

家庭用品を使用して、接触部位にかゆみ、湿疹などの症状が出た場合には、原因と考えられる家庭用品の使用は極力避け、症状が改善しない場合は、早めに医療機関を受診しましょう。

また、日頃から自己の体質を認識し、製品の素材について注意を払うことが大切です。



(2) 報告事例ピックアップ

装飾品

ピアスを金製品に変えたところ、2週間前に耳たぶのかゆみと皮膚の発赤が出現した。かゆみ、痛み、腫れがあり皮膚が荒れて一部がぼろぼろ落ちた。(30歳 女性)



- ▶ 以前に金属で症状が出たことがある場合は、原因と思われる金属を素材とした製品を使うのをやめましょう。また、他の金属製品にも注意しましょう。

ゴム・ビニール手袋

手湿疹を繰り返していたが、約2年間は無治療で経過観察した。受診1か月前にゴム手袋を使用して家事をしていたら、強いかゆみが手から全身に広がった。(47歳 女性)



- ▶ 手袋が体質に合わないときは、別の素材のものを使うよう心がけましょう。

下着

以前より、下着の圧迫部位にかゆみが出やすかった。お葬式のためストッキングを久しぶりに着用したところ、当日の夜からかゆみと発疹が出現した。(70歳 女性)



- ▶ アレルギー体質の方は、以前症状が出た素材と別の素材の製品を使うよう心がけましょう。

めがね

毎日めがねを使用していたところ、鼻の上部と両耳の上から後部にかけて皮膚の発赤とかゆみが出現した。(57歳 女性)



- ▶ 症状がみられたときには、原因と思われる製品を使うのをやめて、早めに病院に行きましょう。

時計

2、3年前から夏期は腕時計のあたる部位に皮膚の発赤、かゆみがみられ、患部がじゅくじゅくしている。(34歳 女性)



- ▶ 症状が出たら原因と思われる製品を使うのをやめ、他の製品を使うときは別の素材のものにしましょう。

2 家庭用品などによる子どもの誤飲事故

(1) 結果の概要

- ・誤飲事故の原因となった主な家庭用品などの種類は、**タバコ**、**医薬品・医薬部外品**、**プラスチック製品**、**食品類**、**玩具**でした（裏表紙〔表〕参照）。
- ・年齢別では、**6～11か月**が最も多く、次いで12～17か月でした。
- ・入院などを要した事例が散見されました。

事故は家族が小児に注意を払っていても発生します。小児のいる家庭では、小児の目に付くところや手の届く範囲には、小児の誤飲しうる大きさのものは置かないようにしましょう。



注 意!

誤飲時に注意が必要なもの

タバコ

→ニコチン中毒のおそれがあります。誤飲時は飲料を飲ませないようにしましょう。飲料の空き缶、ペットボトル等を灰皿代わりにしたりしないこと。



医薬品等

→薬理作用で思わぬ健康被害のおそれがあります。

電池

→消化管に穴があくおそれがあります。



磁石

→複数個誤飲したときに、消化管に穴があくおそれがあります。

装飾品

→海外では、鉛中毒で亡くなった事例がありました(2006年)。

これらを誤飲したことがわかったときは、早めに医療機関を受診しましょう。

注 目! 子どもによる医薬品の誤飲事故に注意!

- ・子どもの手の届かない、見えない所に保管しましょう。
- ・服用後はそのまま放置せず、元の安全な場所に片付けましょう。
- ・特にリスクの高い医薬品については、細心の注意を払いましょう。
- ・子どもが医薬品を誤飲した場合は、直ちに専門の相談機関に連絡し、必要に応じて医療機関を受診しましょう。

※ 消費者庁（消費者安全調査委員会）発表資料
消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書
子供による医薬品誤飲事故
http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/7_honbun.pdf

(2) 報告事例ピックアップ

タバコ

机上のタバコをおいたまま寝ていた。突然男児が泣いたため見ると口の周りにタバコの葉がついていた。1度嘔吐し、かき出した。(9か月 男児)



- ▶ 子どもの手の届く場所にタバコを置かないようにしましょう。また、子どもが誤飲したときは、病院で医師に経過を観察するかなどの適切な判断をしてもらいましょう。

医薬品

女児は一人で2階の寝室にこもっていた。しばらくして、母が歯磨きしていた時に女児がすっとうがいをしていることに気づいた。母が気になり寝室を見に行くと母の薬の空が落ちていた。70cmの高さのタンスの上、箱の中に母の薬を保管していた。(3歳11か月 女児)



- ▶ 子どもがふつう、取り出せないと思われる場所にしまっても誤飲が起きているので、家庭内にある薬はよく注意して保管・管理しましょう。

プラスチック製品

袋菓子のビニールをかじっていた。(1歳 女児)



- ▶ 病院で医師に経過を観察するかなどの適切な判断をもらいましょう。

食品類

自宅のリビングにて、お風呂から上がった男児が「お酒飲もう」と言って父の焼酎をコップに注いでいるのを母が目撃した。「飲んじゃダメよ」と声をかけたが男児が咳き込んでいたため1～2口飲んでしまった可能性があった。ダイニングテーブルの上に置いていた紙パックの焼酎、男児はキャップを開けてコップに入れていた。(4歳0か月 男児)



- ▶ 病院で医師に経過を観察するかなどの適切な判断をもらいましょう。

玩具

左鼻にBB弾を詰めた。(1歳11か月 女児)



- ▶ 玩具を鼻や口などに持って行かないように子どもに教えるとともに、兄弟や友人と一緒に遊ぶ際には、対象年齢に満たない子どもが使うことも考えて玩具を与えましょう。また、子どもが誤飲したときは、病院で医師に経過を観察するかなどの適切な判断をもらいましょう。

注 目! 小さな磁石(マグネット)の誤飲で手術!

- ・磁石は、子どもの手が届かないところに置きましょう。
- ・磁石を誤飲したと思われる場合には、速やかに医療機関を受診しましょう。
- ・無くなったり、外れたりした磁石がないか、玩具や部屋を定期的にチェックしましょう。

※ 消費者庁 発表資料
<http://www.caa.go.jp/kodomo/mail/past/vol/20120308.php>

3 家庭用品などによる吸入事故など

(1) 結果の概要

- ・吸入事故などの原因となった主な家庭用品などの種類は、**洗剤（住宅用・家具用）、殺虫剤、漂白剤、芳香・消臭・脱臭剤**でした（裏表紙「表」参照）。
- ・年齢別では、**9歳以下**の子どもが最も多く4割程度でした。
- ・製品の形態は、**スプレー式**の製品、**液体**の製品が大半でした。



使用方法や製品の特性について正確に把握していれば、事故の発生を防ぐことができた事例や、わずかな注意で防ぐことができた事例も多数ありました。製品の使用前には注意書きをよく読み、正しい使用方法を守りましょう。事故が発生した場合は、症状の有無に関わらず、公益財団法人 日本中毒情報センターに問い合わせて、必要に応じて医療機関を受診しましょう。

※ 公益財団法人 日本中毒情報センター
 大阪中毒 110 番 (TEL:072-727-2499) 365 日 24 時間
 つくば中毒 110 番 (TEL:029-852-9999) 365 日 9 時～21 時

注 意!

まぜるな危険

塩素系の洗剤と酸性物質（酸性の洗剤、食酢など）との混合は、有毒なガス（塩素ガス、塩化水素ガス）が発生して非常に危険です。注意して使用しましょう。



注 意!

靴用、衣類用防水スプレーにも注意

- ・靴用、衣類用の製品による事故が多発しています。使用に当たっては、マスクを着用し、必ず風通しの良い屋外で使い、周囲に、特に子どもがいないことを確認してから、使用しましょう。
- ・使用方法、用量などを守って、正しく使用しましょう。



(2) 報告事例ピックアップ

洗剤（住宅用・家具用）

洗濯用液体洗剤のつめ替え用の袋を手でちぎって開封したところ、液が飛び散って眼に入った。（49 歳 女性）

- ▶ つめ替えするときは、パッケージの注意事項をよく読みましょう。眼に入った場合は、眼をよく洗いましょう。

つめ替え用

殺虫剤

母親が寝室にワンプッシュ式蚊取りを6回噴射した。説明書をよく読まずに、何回も噴射したほうが効くと思った。寝室には子どももいた。舌に違和感を生じた。（10 分後に出現、子どもは1時間後に改善）（37 歳 女性、13 歳 女性）

- ▶ ワンプッシュ式蚊取り等を使うときは使用上の注意をよく読み、使用方法、用量を守って使いましょう。口に入ったときは、よく口の中を洗いましょう。



漂白剤

ウイルス感染予防のため、トイレの床などあちこちにポンプ式スプレータイプの塩素系漂白剤を噴射して拭き取った。室内の換気はしておらず、途中から強い臭いがして気分が悪くなった。（32 歳 女性）

- ▶ 使用上の注意をよく読み、使用方法、用量を守って使いましょう。



芳香・消臭・脱臭剤

階段の手すりの上に自動噴射型エアゾールを置いており、窓の外を見ようとして顔を近づけたところ、自動で噴射され、眼に入った。（55 歳 女性）

- ▶ 自動噴射するタイプの芳香剤などの置き場所には注意しましょう。眼に入ったときは、眼をよく洗いましょう。



注 目! 置き型のワンプッシュ式蚊取りの使い方に注意

- ・使用前に取扱説明書をよく読み、噴射する前に、噴射の方向をよく確認しましょう。
- ・子どもが一人で使用しないように注意しましょう。また、使用しないときは誤噴射防止ロックを「LOCK」の位置にして、子どもの手の届かない場所に置きましょう。
- ※ 独立行政法人 国民生活センター 発表資料
http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20140807_1.pdf

注 目! 洗濯用パック型液体洗剤に気をつけて!

- ・洗剤は子どもの手の届くところには置かないようにしましょう。
- ・洗剤を使用後は、必ずフタをしっかりと閉めて、決まった置き場所にすぐ戻すよう習慣づけましょう。
- ・使用時以外は、パック型液体洗剤を濡らさないように、気をつけましょう。
- ※ 消費者庁、独立行政法人 国民生活センター 発表資料
http://www.caa.go.jp/safety/pdf/150318kouhyou_1.pdf